四　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　（略）

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴から⑷までに掲げる要件に適合するものであること。

⑴～⑶　（略）

⑷　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　（略）

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲に貼り付けられ、又は埋め込まれたものであること。

五　（略）

六　装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70％以上であることが確保できるもの

七　（略）

八　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲に貼り付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲に貼り付けられたものであること。

図　（略）

九　法第75条の４第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されているもの

５～８　（略）

四　窓ガラスの曇り及び窓ふき器の凍結を防止する機器であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　（略）

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ロ　貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車に備える場合にあっては、次の⑴から⑷までに掲げる要件に適合するものであること。

⑴～⑶　（略）

⑷　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ｂ及び試験領域Ｂを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲又は試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

ハ　専ら乗用の用に供する乗車定員９人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量3.5ｔ以下の自動車以外の自動車に備える場合にあっては、次の⑴及び⑵に掲げる要件に適合するものであること。

⑴　（略）

⑵　窓ふき器の凍結を防止する機器にあっては、試験領域Ⅰ及び試験領域Ⅰを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられ、又は埋め込まれたものであること。

五　（略）

六　装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分にあっては可視光線透過率が70％以上であることが確保できるもの。

七　（略）

八　大型特殊自動車及び小型特殊自動車の窓ガラスに取り付けられたワイパーモータ、扉の開閉取手（ガラス削り込みを含む。）及びガラス取付用金具等であって、次に掲げる要件に該当するもの。

イ　前面ガラスにあっては、当該ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20％以内の範囲又はガラス開口部周囲から各100㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

ロ　側面ガラスにあっては、ガラス開口部周囲から各150㎜以内の範囲にはり付けられたものであること。

図　（略）

九　法第75条の４第１項の特別な表示、再資源化の適正かつ円滑な実施のために必要となる窓ガラスの分類についての表示及びその他の窓ガラスに係る情報の表示であって、運転者の視野の確保に支障がない位置に装着され、はり付けられ、塗装され、又は刻印されているもの。

５～８　（略）